

事業名	高圧ガス設備の集約統合の円滑化				
事業者名	高圧ガスを製造する者				
事業所管	経済産業省	規制所管	経済産業省	法令	高圧ガス保安法

【照会内容・結果】

- 高圧ガスを製造する複数の事業者が効率的な事業運営を行うため、高圧ガス設備を集約統合し、新たな事業体で運営することを検討。
- 新たな事業体に運営が引き継がれた場合でも、引き継ぎ後の開放検査等のタイミングは、元の事業者の下で実施された最後の開放検査等の日から起算すればよく、新たな事業体による運営開始直後に、改めて高圧ガス設備を停止させて開放検査等を実施することは不要であることが確認された。

【意義】

- 高圧ガス設備の集約統合が円滑に進み、事業者の競争力強化に資することが期待される。

【お問い合わせ先】

経済産業省製造産業局化学課 (03-3501-1737)